

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	判決の概要
1	熊本県	大阪市住之江区の女性	水俣病 認定	却下 処分庁が行った平成31年2月28日付、原処分に対し不服審査請求した事案である。本件は、審査請求期間を徒過し、それにつき正当な理由もないから、本件審査請求は不適法である。

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(大気系疾病)

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	判決の概要
1	吹田市	大阪府吹田市の男性	気管支ぜん息 障害補償費の改定	却下 処分庁が行った令和2年10月6日付、原処分に対し、不服審査請求した事案である。本件は、審査請求書の記載に不備があり、補正を命じたものの、これに応じなかったから、本件審査請求は不適法である。

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく判決】

	処分庁	審査請求人等	指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨	判決の概要
1	独立行政法人 環境再生保全機構	岡山県新見市の女性	著しい呼吸機能障害を 伴うびまん性胸膜肥厚 認定	棄却 処分庁が行った平成30年12月3日付、原処分に対し、不服審査請求した事案である。請求人については、大量の石綿へのばく露の可能性は否定できず、著しい呼吸機能障害は認められるが、放射線画像所見では、判定指標を満たすびまん性胸膜肥厚は認められず、呼吸機能障害はびまん性胸膜肥厚以外の病態または疾患(胸水や肺炎の影響等)によるものと考えられる。よって、原処分を相当とする。
2	独立行政法人 環境再生保全機構	福岡県北九州市の女性	著しい呼吸機能障害を 伴う石綿肺 認定	棄却 処分庁が行った令和元年5月30日付、原処分に対し、不服審査請求した事案である。請求人については、職歴から大量の石綿へのばく露の可能性は否定できないものの、放射線画像所見において胸膜プラークは認められず、また、留意事項にいう、じん肺法第4条第1項に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められず、石綿肺に特徴的な所見は認められない。よって、原処分を相当とする。
3	独立行政法人 環境再生保全機構	和歌山県新宮市の女性	中皮腫 認定	棄却 処分庁が行った令和元年10月3日付、原処分に対し、不服審査請求した事案である。放射線画像所見からは、中皮腫は否定的で、悪性リンパ腫の可能性が大きく、病理学的診断では、明らかな腫瘍は認められず、中皮腫と判定することはできない。よって、原処分を相当とする。
4	独立行政法人 環境再生保全機構	埼玉県秩父市の女性	著しい呼吸機能障害を 伴う石綿肺 特別遺族弔慰金、 特別葬祭料	棄却 本件は、審査請求人が、亡夫が石綿を吸入することにより指定疾病(著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺)にかかり、同指定疾病に起因して死亡したと主張して、亡夫を未申請死亡者とする特別遺族弔慰金等の支給を請求し、当該支給を受ける権利の認定を求めたところ、独立行政法人環境再生機構は、令和元年10月3日、認定できない旨の処分をしたため、行政不服審査を請求した事案である。 当審査会は、職歴からは大量の石綿へのばく露があった可能性が認められ、呼吸機能検査結果からは著しい呼吸機能障害が認められるが、放射線画像では、じん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見が認められるものの、どの時点の画像においても、石綿肺の特徴的なHRCT所見とされている小葉中心性粒状影や胸膜下曲線状陰影はみられず、過去に石綿へのばく露があったことを示す医学的所見とされている胸膜プラークもみられず、数年間の経過についてみると、平成28年4月以降正常肺から蜂巣肺への急激な移行、病状の急速な進行がみられることから、石綿肺ではなく、特発性肺線維症/UIPと考え、未申請死亡者が石綿肺にかかったとは判定できないものと判断し、審査請求人の審査請求を棄却した。